

## 平成29年第3回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 平成29年度高松市一般会計補正予算（第1号）

現行予算額	163,750,000千円
補正額	2,327,857千円
補正後	166,077,857千円

### 2 平成29年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現行予算額	362,455千円
補正額	66,486千円
補正後	428,941千円

### 3 高松市個人情報保護条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 番号法に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者により記録された特定個人情報を「情報提供等記録」に含めるもの
- (2) 保有特定個人情報を提供した際に規則で定める事項を記録する必要がない場合に、番号法に規定する条例事務関係情報提供者が条例事務関係情報照会者に対し情報提供ネットワークシステムを使用して提供した場合を加えるもの
- (3) 保有個人情報の訂正を実施した場合の情報提供等記録の通知先に、番号法に規定する条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者を加えるもの
- (4) 番号法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの
- (5) 所要の規定整備をするもの

### 4 高松市職員退職手当支給条例の一部改正について

〔 公布の日から施行  
(2)はH30. 1. 1から  
施行 〕

雇用保険法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 失業者の退職手当として支給できるものに、雇用保険法に規定する個別延長給付に相当するものを加えるもの
- (2) 退職手当として移転費の額に相当する額を支給する者に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため住所等を変更する者を加えるもの
- (3) 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する暫定措置として、雇用機会が不足していると認められる地域内に居住し、かつ公共職業安定所長が再就職を促進するために必要な職業訓練を行うことが適当であると認めた者を個別延長給付に相当するものの支給の対象とするもの
- (4) 所要の経過措置を講ずるもの

## 5 高松市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置の対象となる家屋等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設ける等のため、改正するもの

- (1) 個人市民税において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの
- (2) 個人市民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年間延長するもの
- (3) 個人市民税において、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年間延長するもの
- (4) 法人市民税において、延滞金の計算の基礎となる期間から一定の期間を控除するもの
- (5) 法人市民税において、法人税法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの
- (6) 固定資産税において、居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る課税の見直しに伴い、補正方法の申出の手続を定めるもの
- (7) 固定資産税において、被災した償却資産に代わるものとして取得等された償却資産に係る特例措置の創設により、当該償却資産の課税標準を定めるもの
- (8) 固定資産税において、被災住宅用地等に係る特例措置を拡充することに伴い、その申告等の手続を定めるもの
- (9) 固定資産税において、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入拡大に伴い、課税標準の特例措置を定めるもの
  - ア 都市再生特別措置法に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の10分の7とするもの
  - イ 企業主導型保育事業において、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置した一定の固定資産について、課税標準の3分の1とするもの
  - ウ 緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地について、課税標準の3分の2とするもの
- (10) 固定資産税において、耐震改修又は省エネ改修を行った既存住宅に係る特例措置の拡充及び新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る特例措置の見直しに伴い、その申告等の手続を定めるもの
- (11) 所要の経過措置を講ずるもの

公布の日から施行

(1)はH31. 1. 1から施行

(9)ウは都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

## 6 高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 過疎地域内において、新設し、又は増設した特別償却設備である家屋等に係る固定資産税の課税の免除の対象となる事業について、情報通信技術利用事業を削り、農林水産物等販売業を加えるもの
- (2) 所要の経過措置を講ずるもの

## 7 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 非常勤消防団員又は消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額について、当該者に扶養親族がある場合における加算額を改正するもの

公布の日から施行  
改正後の高松市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定（同項第2号に該当する扶養親族1人につき267円を加算する部分に限る。）はH29.4.1から適用

改正後の条例 における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
扶養親族		配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額	433円	217円	217円			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	367円	367円			
改正後	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	333円	—			
	配偶者及び第2号に該当する扶養親族がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	300円			

- (2) 所要の規定整備をするもの  
(3) 所要の経過措置を講ずるもの

8 高松市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 高松市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正

普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる要件を改めるもの

現 行 法に規定する特定供給者が太陽光発電設備の設置の用に供するとき。

↓

改正後 法に規定する認定事業者が太陽光発電設備の設置の用に供するとき。

(2) 高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正

行政財産の目的外使用に関する使用料に係る規定を改めるもの

現 行 法に規定する特定供給者が太陽光発電設備を設置するために土地又は建物を  
使用する場合の使用料

↓

改正後 法に規定する認定事業者が太陽光発電設備を設置するために土地又は建物を  
使用する場合の使用料

## 9 高松市スポーツ施設条例及び高松市都市公園条例の一部改正について

高松市ヨット競技場及び高松市立りんくうスポーツ公園  
多目的グラウンドの整備に伴い、改正するもの

### (1) 高松市スポーツ施設条例の一部改正

ア 高松市立ヨット競技場の名称を改めるもの

現 行 高松市立ヨット競技場

↓

改正後 高松市ヨット競技場

イ 都市公園法に基づく公園施設であるスポーツ施設に高  
松市立りんくうスポーツ公園多目的グラウンドを加える  
もの

ウ 高松市ヨット競技場に係る使用料を改めるもの

(ア) 屋外ヨット置場使用料

(イ) 艇庫内ヨット置場使用料

(ウ) 起重機使用料

(エ) 会議室使用料

(オ) 冷暖房装置使用料

(カ) 附属設備使用料

(キ) シャワー使用料

(ク) 駐車場使用料

エ 高松市立りんくうスポーツ公園多目的グラウンドに係る使用料を定めるもの

オ 指定管理者の指定、利用料金の承認その他高松市ヨット競技場及び高松市立りんくう  
スポーツ公園多目的グラウンドを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前  
においても行うことができることとするもの

カ ③と④の規定の施行の日が前後した場合の調整規定を置くもの

キ 所要の規定整備をするもの

ク 所要の経過措置を講ずるもの

### (2) 高松市都市公園条例の一部改正

高松市立りんくうスポーツ公園多目的グラウンドを高松市スポーツ施設条例の定める  
ところにより管理することとするもの

① (1)オは公布の日から施行  
② (1)ア、(1)ウ(イ)、(1)ウ(ロ)～  
(1)ウ(キ)、(1)クの一部は公布の  
日から起算して5月を超えない  
範囲内において規則で定め  
る日から施行  
③(1)ウ(ア)、(1)ウ(ウ)、(1)ウ  
(ク)、(1)クの一部は公布の日か  
ら起算して1年2月を超えない  
範囲内において規則で定め  
る日から施行  
④①から③までに掲げるもの  
以外は公布の日から起算して  
1年4月を超えない範囲内  
において規則で定める日から施  
行

## 10 高松市漁港開発審議委員会条例の廃止について

〔公布の日から施行〕

高松市漁港開発審議委員会における調査・審議が完了したことに  
伴い、同委員会を廃止するため、廃止するもの

- (1) 高松市漁港開発審議委員会を廃止するもの
- (2) (1)に伴い、高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する委員の報酬等を削るもの
- (3) (1)に伴い、高松市漁港管理条例に規定する「高松市漁港開発審議委員会」を「当該漁港の利害関係者」に改めるもの

## 11 財産の取得について

高規格救急自動車（シャシ）を購入するもの

- (1) 契約の方法 指名競争入札
- (2) 契約金額 36,396,000円
- (3) 相手方 香川トヨタ自動車株式会社

## 12 財産の取得について

消防ポンプ自動車（非常備）ぎ装を購入するもの

- (1) 契約の方法 指名競争入札
- (2) 契約金額 21,870,000円
- (3) 相手方 株式会社岩本商会

## 13 工事請負契約について

香南町北部団地建設工事（1期）

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 240,084,000円
- (3) 相手方 エヌケー建設株式会社

## 14 路線の認定について

交通事情及び公の見地から、屋島東町ほか2町の1路線を市道として認定するもの  
・屋島東町38号線

**15 平成28年度高松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**

平成28年度高松市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金に組み入れ、未処分利益剰余金の残余を減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ積み立てるもの

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 資本金に組み入れる未処分利益剰余金の額     | 595,838,000円 |
| (2) 減債積立金に積み立てる未処分利益剰余金の額   | 571,021,630円 |
| (3) 建設改良積立金に積み立てる未処分利益剰余金の額 | 400,000,000円 |

**16 平成28年度高松市下水道事業会計資本金の額の減少について**

平成28年度高松市下水道事業会計資本金の額を減少し、繰越欠損金を補填するもの

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 減少する資本金の額   | 243,745,984円 |
| (2) 補填する繰越欠損金の額 | 243,745,984円 |

(報告)

- 1 平成28年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 平成28年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成28年度高松市水道事業会計予算繰越計算書
- 4 平成28年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書